

5

中央会月刊誌



中小企業かごしま

2021 第791号

■ 特集：令和3年度中央会事業のご案内



奄美大島



奄美大島、徳之島
世界自然遺産 登録へ

徳之島

中央会 共済制度をご活用ください！

中央会では、中小企業の経営者や従業員の福祉向上のための各種共済制度を実施しております。

経営者・役員・従業員とそのご家族の安心の保障を準備するために中央会の共済制度をご活用ください。

従業員のための 退職金準備に 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。



業務上の災害の備えに 業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまの労災事故などのリスクを
カバーする保険です。

経営者・従業員のための
万一の保障

団体扱生命保険

☆オーナーズプラン
経営者の
各種リスクマネジメントのために
☆パートナーズプラン
役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート

団体扱※(月払)の場合、
一般扱(口座振替扱月払等)で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります！



病気やケガで働けなく
なったときのために

所得補償保険

病気やケガによる
入院・自宅療養により
働けなくなった場合に、
サポートする保険です。



組合と共に明日を拓く中央会
鹿児島県中小企業団体中央会

(総務企画課)

TEL : 099-222-9258 FAX : 099-225-2904

※団体扱とは、鹿児島県中小企業団体中央会が団体扱としてお申込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して各保険会社へ払い込む取り扱いのことです。一部対象とならない商品・契約がありますので、詳細はお問い合わせください。

CONTENTS

特集 令和3年度中央会事業のご案内 2

1. 中小企業の課題に、組合設立という解決策を!
2. 組合の運営を支援します!
3. 外国人技能実習生受入事業の適正化を図ります!
4. 諸制度改正に伴う専門家派遣を支援します!
5. 中小企業・小規模事業者の取引力強化を支援します!

中央会の動き 6

- 事業再構築補助金について学ぶ ～組合事務局講習会を開催～

トピックス 6

- 災害発生時の施設使用等に関する協定締結 ～鹿児島県遊技業協同組合～

インフォメーション 8

- 同一労働同一賃金 ～パートタイム・有期雇用労働法が中小企業に適用～

組合運営のスペシャリストを目指そう! 10

～中小企業組合検定試験問題にチャレンジ～

教えてぐりぶー! 組合運営 11

第75回「官公需適格組合」について

業界情報 12

令和3年3月 情報連絡員報告

倒産概況 15

令和3年4月 鹿児島県内企業倒産概況

中央会関連主要行事予定 16



SHIROYAMA HOTEL
kagoshima

〒890-8586 鹿児島市新照院町 41-1
予約センター 0570-07-4680
9:00～18:00

公式HP/
www.shiroyama-g.co.jp




幸せを、かさねていける場所




鹿児島県信用保証協会からのご案内

新たな資金繰り支援策！ポストコロナに対応した4つの融資制度


<p style="text-align: center;">全国統一保証制度 伴走支援型特別保証制度</p> <p style="text-align: center;">【保証限度額】事業資金4,000万円 保証料率 年0.2%</p>	<p style="text-align: center;">全国統一保証制度 事業再生計画実施関連保証制度（感染症対応型）</p> <p style="text-align: center;">【保証限度額】事業資金2億8,000万円 保証料率 年0.2%</p>
<p style="text-align: center;">協会独自制度 新型コロナ対策特別借換保証制度</p> <p style="text-align: center;">【保証限度額】運転資金2億8,000万円 保証料率 年0.45～1.90%</p>	<p style="text-align: center;">協会独自制度 新型コロナ対策継続型サポート保証制度</p> <p style="text-align: center;">【保証限度額】運転資金500万円～5,000万円 保証料率 年0.45～1.90% (税理士等連携型の場合は0.1%引き下げ)</p>

詳しくは、ホームページにてご確認ください 【お問合せ先 保証部 ☎099-223-0271 経営・承継支援課 ☎099-223-0274】




一步を踏み出す力になりたい
鹿児島県信用保証協会

HP▶



LINE▶



中央会では、「組合と共に明日を拓く中央会」の理念のもと、組合等の組織化促進に加え、組合や組合員企業における様々な課題の解決に向けた支援を行っています。新規事業や地域資源の振興、IT化推進等の取り組みや活気あるまちづくり、小規模事業者の経営基盤強化、後継者の育成等、組合・組合員企業のニーズにお応えします。

加えて、ものづくり補助金の地域事務局、認定経営革新等支援機関として、中小企業に対して専門性の高い支援も行います。中央会事業をぜひご活用ください。

※6月7日に開催される通常総会で可決された場合の事業内容です。

1. 中小企業の課題に、組合設立という解決策を!

中小企業が抱える様々な課題に対し、組織の力で解決するため、組合制度の説明から認可行政庁との調整、申請書類の作成支援等、設立に関するお手伝いをします。

なお、令和2年度は、事業協同組合5組合が設立しました。

2. 組合の運営を支援します!

新規事業の取り組み、IT化推進や商業・サービス業支援等、組合の皆さまの運営に役立つ様々なメニューをご用意しております。

対象 組合・組合員企業等

補助率 研究会等にかかる総事業費の2/3を中央会が補助

新たな共同事業をお考えの組合を支援します(事業名:新規事業研究会)

【過去の事例】

商店街組合を対象に、アプリ導入やホームページを活用した情報発信で、新たな生活様式に対応した商店街活動の活性化を図る研究会を実施しました。

【実施の成果】

先進事例から、アプリ導入における留意点やホームページを活用した情報発信方法を学び、商店街活性化のヒントを得ることができました

地域の資源を活用した新事業創出、研究開発、マーケティング等をお考えの組合・組合員を支援します(事業名:地域資源振興研究会)

【過去の事例】

食肉の加工販売等を行う組合を対象に、地域資源(地域で生産されている野菜等)を掛け合わせた新商品開発についての研究会を実施しました。

【実施の成果】

相性の良い食材の組み合わせや季節に合わせた食材選定の方法のほか、新商品開発におけるコンセプト共有の重要性について学べたことで、新商品の開発を模索する良い機会となりました。

情報化に際してネットワークの構築・データベースの整備及びセキュリティ等についてお考えの組合・組合員を支援します(事業名:情報関連)

【過去の事例】

新型コロナウイルスにより変化したデジタル化社会への適合をテーマにセミナーを開催しました。

【実施の成果】

ホームページやネットショップ等のデジタルコンテンツの整備や、BCP・SDGs推進等の業務改革等、先を見据えた事業展開の必要性について学びました。

事業再構築に取り組む組合・組合員を支援します(事業名:事業再構築支援)

【過去の事例】

個人タクシー事業者で構成する組合を対象に、労務管理を含めた事業の最適化及び効率化を学びました。

【実施の成果】

時代に合わせた雇用形態や就業規則の見直しのほか、運営システムの再構築を検討するなど、組合事業を見直す良い機会となりました。

経営強化・組合運営改善を図りたい組合・組合員を支援します(事業名:経営強化・運営改善)

【過去の事例】

林業・木材産業の組合を対象に、「BCP」をテーマにした研究会を開催しました。

【実施の成果】

BCPの必要性や策定のポイント、経営上のメリットや有効性を学ぶことで防災・減災への関心が高まり、策定のきっかけづくりができました。



組合間の連携により、課題解決を図りたい組合・組合員を支援します(事業名:組合間連携支援)

【過去の事例】

地域産品の共同販売所等を運営する組合間の連携促進を目的として、「連携から生まれる好循環」をテーマに研究会を開催しました。

【実施の成果】

県内2市町村の組合間連携事例を紹介した後、参加組合の現状把握と意見交換による情報共有により、組合間の連携による相乗効果の可能性を模索する良い機会となりました。



活気あるまちづくりや、商業・サービス業の事業活性化に取り組みたい組合・組合員を支援します(事業名:商業・サービス業研究会)

【過去の事例】

商店街組合を対象に、「再開発を見据えた商店街の新たな機能形成策」をテーマに研究会を開催しました。

【実施の成果】

行政との連携や地域の利便性を活かした多世代にとって優しいまちづくりについて学ぶことで、新しい時代に対応した商店街形成を検討する良い機会となりました。

小企業者で構成する組合を対象に、組合運営や組合員の経営向上のための支援を行います(事業名:小企業者組織化特別講習会)

【過去の事例】

小企業者※で構成される組合を対象に、コロナ禍の逆境を勝ち抜くための意識改革や具体的な取り組みを学びました。

【実施の成果】

厳しい状況下での意識転換や企画力、発案から早期実行に至るまでプロセス等の成功事例を学び、今後の事業の取り組み方の参考となる良い機会となりました。



※ 小企業者…常時使用する従業員の数が5人以下(商業サービス業は2人以下)の会社・個人

業界の将来を担う後継者の育成をお考えの組合・組合員を支援します(事業名:青年部研究会)

【過去の事例】

新聞販売を行う組合の青年部を対象に、事業所における感染症対策についての研究会を開催しました。

【実施の成果】

感染症の予防策や従業員の感染が疑われる場合の対応等、事業所における具体的な感染症対策を学び、改善策を模索することで、青年部企業の経営強化につなげることができました。

3. 外国人技能実習生受入事業の適正化を図ります!

対 象 外国人技能実習生受入事業を実施する組合・組合員企業

外国人技能実習生受入事業を円滑に運営するための支援を行います(事業名:外国人技能実習制度適正化事業)

【過去の事例】

外国人技能実習生受入事業を実施する監理団体等に対し、コロナ禍における技能実習事業の円滑な実施方法について講習会を開催しました。

【実施の成果】

技能実習事業の届出の留意点やコロナ禍により実習継続が困難になった際の実習先変更手続き等、具体的な対応を学ぶことができました。



4. 諸制度改正に伴う専門家派遣を支援します!

対 象 組合・組合員企業等

諸制度改正等によって生じる中小企業の課題等への対応を支援します(事業名:諸制度改正に伴う専門家派遣事業)

【過去の事例】

就業規則や社会保険、民法改正や契約書作成等、法制改正等に伴って生じた課題に対して、社会保険労務士や弁護士、税理士等の専門家を派遣しました。

【実施の成果】

それぞれの課題に対し、専門家が意見を提示することで、課題解決の糸口をつかむことができました。

5. 中小企業・小規模事業者の取引力強化を支援します!

対 象 小規模事業者で構成される組合等※

※「事業協同組合、商工組合及び商店街振興組合のうち、構成員の2分の1以上が小規模事業者(常時使用する従業員が20人以下(商業サービス業は5人以下)の会社・個人)であるもの」又は「企業組合」。その他の組合等は中央会までお問い合わせください。

中小企業・小規模事業者が連携し、共同事業の活性化や受注促進等の取引力を強化するための支援をします(事業名:取引力強化推進事業)

【過去の事例】

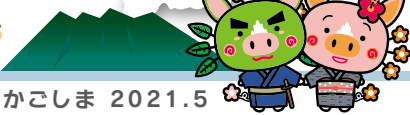
青果卸売業者で構成される小規模事業者組合のホームページ作成を支援しました。

【実施の成果】

一般消費者に対して広く組合員企業等をPRすることで組合の共同事業の取扱高の増加が期待されます。



これらの支援事業は、対象となる条件、経費負担の割合、補助金額の上限等がそれぞれ異なります。また、この他にも国・県、全国中小企業団体中央会等が公募する補助事業がありますので、お気軽にご相談ください。



～65歳超雇用推進助成金制度のご案内～

65歳超継続雇用促進コース

就業規則等により65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上までの継続雇用制度の導入、他社による継続雇用制度の導入のいずれかの措置を規定し、当該就業規則の改訂等について専門家等に委託し経費を支出したことなど一定の要件に当てはまる事業主に、対象被保険者数、定年等を引上げる年数等に応じて、以下の額を支給します。

実施した制度 引上げた年齢 対象被保険者	65歳への 定年引上げ		66～69歳への定年引上げ		70歳以上への 定年引上げ 定年の廃止		66～69歳の継続雇用への 引上げ		70歳以上の 継続雇用 への引上げ
	5歳未満	5歳以上	4歳未満	4歳	4歳未満	4歳			
10人未満	25万円	30万円	85万円	120万円	15万円	40万円	80万円		
10人以上	30万円	35万円	105万円	160万円	20万円	60万円	100万円		

措置 内容	66～69歳の継続 雇用への引上げ		70歳以上の 継続雇用 への引上げ
	4歳未満	4歳	
支給額 (上限)	5万円	10万円	15万円

- ※ 令和3年3月31日までに支給申請を行い70歳未満の取組みにより本コースを受給した事業主が、改正高齢法の施行に伴い、70歳以上の措置を導入した場合は、上記助成額から既受給額を差し引いた額を助成します。
- ※ 複数の取組みを実施した場合であっても支給額はいずれか高い額のみとなります。

高齢者評価制度等雇用管理改善コース

高齢者の雇用管理制度を整備するための措置(高齢者雇用管理整備措置)を実施した事業主の皆様を助成します。

■ 措置の内容

- ① 高齢者の能力開発、能力評価、賃金体系、労働時間等の雇用管理制度の見直しもしくは導入
- ② 法定の健康診断以外の健康管理(人間ドックまたは生活習慣病予防検診)の導入
(注1) 措置は、55歳以上の高齢者を対象として労働協約または就業規則に規定し、1人以上の支給対象被保険者に実施・適用することが必要。

■ 支給額

支給対象経費(注2)の60%《75%》、ただし中小企業事業主以外は45%《60%》
 (注2) 措置の実施に必要な専門家への委託費、コンサルタントとの相談経費、措置の実施に伴い必要となる機器、システム及びソフトウェア等の導入に要した経費(経費の額に関わらず、初回の申請に限り50万円の費用を要したものとみなします。)

【《》内は生産性要件(※2)を満たす場合】

生産性要件(※2)とは、『助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が、その3年度前に比べて6%以上伸びていること(生産性要件の算定対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないこと)』が要件です。(企業の場合)

高齢者無期雇用転換コース

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換した事業主の皆様を助成します。

■ 申請の流れ

- ① 高齢者雇用推進者の選任及び高齢者雇用管理に関する措置(※1)を実施し、無期雇用転換制度を整備
- ② 転換計画の作成、機構への計画申請
- ③ 転換の実施後6ヶ月分の賃金を支給
- ④ 機構への支給申請

■ 支給額

- 対象労働者1人につき48万円(中小企業事業主以外は38万円)
- 生産性要件(※2)を満たす場合には対象労働者1人につき60万円(中小企業事業主以外は48万円)

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{加産} - \text{不動産賃借料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

事業主の皆様へ

令和3年度 65歳超雇用推進助成金相談会

高齢者の雇用の安定に資する措置を講じる事業主の方に、国の予算の範囲において以下の助成金を支給します。

開催日時

2021年 **6/10(木)** 13:30-15:30

会場

ポリテクセンター鹿児島 視聴覚棟2F 大研修室

申込方法

参加ご希望の方は、2021年6/3(木)までに参加申込書にご記入の上メールかFAXにて、お申込みください。

定員
30名

入場無料

観覧自由

2021年
7/10±

9:00 ▶ 15:30

※ 荒天等により延期する場合は、7月17日(土)に開催します。

第44回 鹿児島県障害者技能競技大会

アビリンピックかごしま2021

会場 **ポリテクセンター鹿児島**

〒890-0068 鹿児島市東郡元町14-3

問い合わせ先



独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
鹿児島支部 高齢・障害者業務課 鹿児島市東郡元町14-3

TEL:099-813-0132

JEED 鹿児島



※状況により開催中止もしくは延期となる可能性がございます。詳しくは公式HPにてご確認をお願い致します。

事業再構築補助金について学ぶ

～組合事務局講習会を開催～

4月9日(金)、鹿児島サンロイヤルホテル(鹿児島市)において、組合事務局講習会を開催しました。講習会では、「ウィズコロナ時代の思い切った事業再構築展開について～事業再構築補助金のご案内～」をテーマに、中央会 組織振興課 課長 愛甲勝彦が講師を務めました。

事業再構築補助金とは、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、中小企業等の思い切った事業再構築を支援することで、日本経済の構造転換を促すことを目的とする補助金です。

本講習会では、補助対象要件や対象経費、申請時の添付書類等に加え、事業計画書作成のポイントや申請する際の留意事項について説明しました。



講習会の様子

事業再構築補助金については、こちらのホームページもご確認ください。
事業再構築補助金事務局 <https://jigyousai-kouchiku.jp/>



トピックス

災害発生時の施設使用等に関する協定締結

～鹿児島県遊技業協同組合～

3月25日(木)、鹿児島県遊技業協同組合(正吉浩理事長)と鹿児島県による「災害発生時における施設使用等に関する協定」締結式が県庁にて行われました。

本組合は、遊技業の健全化と発展及び大衆娯楽の確立に取り組んでおり、公道の清掃や地域防犯活動などの地域貢献を一致団結して行っています。

本協定では、災害発生時に組合員が整備・管理する駐車場等の施設において「地域住民の避難場所や災害対応に当たる車両の待機場所として提供」や「帰宅困難者が発生したときの水道水やトイレ等の提供」を行うこととしています。

県のホームページでは「組合員の皆さまが管理する駐車場の提供が可能となり、県や防災関係機関による災害応急対策の円滑な実施が図られるものと大いに期待している。また、災害時帰宅支援ステーションとして組合員の皆さまの店舗において、水道水やトイレ、道路情報などを提供していただけることは、大規模災害で公共交通機関がまひした場合に、帰宅が困難となる多くの方々の安心・安全の確保につながる」とのコメントが発表されています。



協定締結式の様子(左から3番目が正理事長)



「できる」ことより、
「やりたい」ことが、
世の中を変える。

100年以上、焼酎に向き合いつづけてきた蔵元が、ウイスキーの新しい境地を切り拓く。鹿児島県の小正醸造はいま、自分たちの伝統と可能性を見つめ直し、世界へ挑もうとしています。私たち商工中金は、中小企業1社1社のそのつよい情熱に寄り添います。1つ1つの事業に、時間をかけて深く向き合い、確かな成果へ。「やりたい」から始まるすべてのビジネスは、きつつよい。
中小企業のその挑戦を、支えつづける。

◎ 商工中金のソリューション・メニュー | 海外展開支援 | 新事業進出支援 | 成長分野進出支援 | 生産性向上支援 |

鹿児島支店 〒892-0847 鹿児島市西千石町17番24号 TEL:099-223-4101



人を思う。未来を思う。

商工中金

同一労働同一賃金

～パートタイム・有期雇用労働法が中小企業に適用～

正社員と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差をなくし、労働者がどのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けられるよう、いわゆる「同一労働同一賃金」を実現するため、昨年4月1日に「パートタイム・有期雇用労働法」が施行され、令和3年4月1日から中小企業にも適用されました。

パートタイム・有期雇用労働法で変わった3点のポイント

① 不合理な待遇差の禁止

同一企業内において、正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間で、**基本給や賞与、手当などあらゆる待遇**について不合理な待遇差を設けることが禁止されました。

事業主は、正社員とパートタイム・有期雇用労働者の働き方の違いに応じて、**均衡な待遇・均等な待遇の確保**を図るための措置を講じなければなりません。

均衡な待遇とは?(不合理な待遇差の禁止)

正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間で、①職務の内容(業務の内容と責任の程度)※1、②職務の内容・配置の変更の範囲(人材活用の仕組みや運用など)※2、③その他の事情等について違いがある場合、**これらの違いに応じた適切な待遇を決定**する必要があります。

均等な待遇とは?(差別的取扱いの禁止)

賃金、教育訓練、福利厚生などの待遇について、①職務の内容(業務の内容と責任の程度)※1、②職務の内容・配置の変更の範囲(人材活用の仕組みや運用など)※2の2つの要件を正社員とパートタイム・有期雇用労働者で比較して判断し、**これらが同じであれば、待遇も同じ取扱いをする**必要があります。

※1 職務の内容(業務の内容と責任の程度)

- 職種:事務員、接客係等、厚生労働省の職業分類を目安にする
- 中核的業務:その労働者に与えられた職務に不可欠な業務等
- 責任の程度:与えられている権限の範囲等

※2 職務の内容・配置の変更の範囲(人材活用の仕組みや運用など)

- 転勤の有無・範囲:転勤の有無や転勤のエリア等
- 職務内容や配置変更の有無・範囲:人事異動による配置換えや経験する部署の範囲等

② 待遇に関する説明義務の強化

パートタイム・有期雇用労働者は、正社員との待遇差の内容や理由について、**事業主に説明を求めることができる**ようになりました。事業主は、パートタイム・有期雇用労働者から求めがあった場合は、**待遇差の内容や理由について説明しなければなりません**。

③ 不合理な待遇差等に関する労使間のトラブル解決のため、行政による紛争解決援助制度の利用が可能

都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続き(行政ADR)を行います。労働者と事業主の間で不合理な待遇差等に関するトラブルが生じた場合、当事者の一方または双方の申出があれば、簡易・迅速にトラブルを解決する手段として活用することができます。



事業主に求められる対応は？

自社の状況が改正の内容に沿ったものか、下記の取組手順で確認することができます。もし、不合理な待遇差があった場合は、改善に向けた取組を行いましょう。

STEP 1

パートタイム労働者・有期雇用労働者はいますか？

い る

いない

STEP 2

正社員とパートタイム・有期雇用労働者の待遇に違いはありますか？

対応の必要はありません。将来雇用の予定がある場合は、準備をしておきましょう。

あ る

な い

STEP 2

待遇に違いがある場合は、待遇の違いが働き方や役割の違いに応じたものであると説明できますか？

今すぐ対応すべき課題はありません。

できない

できる

待遇の違いが不合理であると判断される可能性があります。不合理な待遇の違いの改善に向けて取組を進めましょう。

労働者から説明を求められたときに待遇の違いの内容や不合理な待遇差ではない理由について説明できるよう、整理しておきましょう。

パートタイム労働者…

同じ事業主に雇用される正社員に比べ、1週間の所定労働時間が短い労働者のことです。「パートタイマー」「アルバイト」「臨時社員」「準社員」などと呼ばれています。

有期雇用労働者…

事業主と、半年や1年などの期間を定めた労働契約を締結している労働者のことです。「契約社員」「嘱託社員」などと呼ばれることもあります。

就業規則や賃金規程の見直しは、パートタイム・有期雇用労働者を含む**労使間の話し合いが必要**です。また、検討の結果、手当等の改善をするためには原資など考慮・検討しなければならないことが多数あります。対応は計画的に進めてください。

パートタイム・有期雇用労働法について詳しくは下記をご確認ください。

政府広報オンライン

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202004/2.html#a2>



パートタイム・有期雇用労働法 対応のための取組手順書

<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/pdf/000467476.pdf>





次の文章は、組合に関する税法の取扱いを述べたものである。文中の ～ について、下記の語群「A～I」の中から最も適切なものを選びなさい。

(解答はP16に記載)

1. 普通法人と事業協同組合等を比較した場合、原則として、普通法人は、法人税の中間申告書を税務署長に対して提出しなければならないが、事業協同組合等は提出を 。

2. 事業協同組合等において組合の事業を分量に応じて行う事業利用分量配当は、 に算入される。この場合の配当の基準となる組合員の事業利用高は、 の利用高に限られる。

3. 補助金収入については、消費税は である。

〔語 群〕

A. 前期

B. 要する

C. 損金

D. 当期

E. 非課税

F. 益金

G. 要しない

H. 不課税

I. 法人税

(令和2年度中小企業組合検定試験問題 組合会計第3問抜粋)



その印刷に高付加価値を。



IMPACT.P の

EASTASAH
PRINTING COMPANY

〒891-0122 鹿児島市南栄3丁目30-7
TEL.099-266-5522 FAX.099-266-5523

<https://eastasahi.com>

第75回「官公需適格組合」について

「官公需適格組合」の証明を受けると、どのようなメリットがありますか？



はい!お答えします!



官公需の受注に対して特に意欲的であり、かつ受注した契約を十分な責任をもって履行できる体制が整備されている組合を「官公需適格組合」として、中小企業庁(各地方経済産業局等)が証明するものです。

国は、官公需法に基づき中小企業者の受注機会の増大に努めるよう、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の中で、官公需適格組合を活用する旨を定めています。

1. 官公需適格組合の主なメリット

- 共同受注事業による受注機会の増大や信頼向上
- 競争参加資格審査における「総合点数の算定特例※」
 - ※ 年間平均完成工事高の合算/自己資本額の合算/従業員数の合算/技術職員数の合算
(国の物品の製造・販売等の調達において採用、地方公共団体では4分の1が採用)
- 官公需適格組合の公表
 - 「官公需適格組合名簿」及び「官公需適格組合便覧」の中小企業庁HPでの公表
 - 国等の発注機関別の官公需適格組合の受注実績の公表

2. 官公需適格組合の要件

- ア) 官公需の受注に関し、熱心な指導者がいること
- イ) 組合運営を円滑に遂行するに足りる経常的収入があること
- ウ) 共同受注担当役員の定め、共同受注委員会の設置があること
- エ) 役員及び実施組合員が共同受注案件に関して連帯して責任を負うこと 等



上記以外にも常勤役職員数や検査体制等の要件がありますので、詳しいことは、中央会指導員に相談してほしいが～

鹿児島県内の景況について (令和3年3月)

令和3年3月期における鹿児島県内45組合(傘下組合員数4,160社)の景況は次のとおり。

【前月比】

今年1月に発せられた緊急事態宣言の全面解除等で、「業界の景況」「売上高」が10ポイント以上好転し、新型コロナウイルス感染症が国内で確認された昨年1月以降で最も高い数値となった。

しかし、変異株流行等による第4波の脅威も垣間見え、依然として予断を許さない状況である。

【DI値 前月比】

	前月	今月	比較結果
	令和3年2月	令和3年3月	
業界の景況	-23	-12	↑
売上高	-22	-6	↑
在庫数量	-8	-8	→
販売価格	-2	1	→
取引条件	-3	-7	↓
収益状況	-17	-13	→
資金繰り	-16	-9	↗
設備操業度	-5	0	↗
雇用人員	-9	-9	→

※比較結果(数値の範囲) ↑ = +10以上 ↗ = +5 ~ +9 → = 0 ~ +4 ↓ = -1 ~ -9 ↓ = -9以下

DI値とは、前月又は前年同月から「好転・増加」したとする回答数から「悪化・減少」したとする回答数を差し引いた値です。

【前年同月比】

前年3月の景況は、新型コロナウイルス感染症の影響が国内に波及し、下降局面の渦中であった。コロナ禍における経済活動の段階的再開や緊急事態宣言の全面解除等により、「業界の景況」「売上高」「収益状況」「資金繰り」は、前年度比10ポイント以上好転したが、一昨年以前の状況には程遠く、本格的な景気回復には至っていない。

【DI値 前年同月比】

	前年	今月	比較結果
	令和2年3月	令和3年3月	
業界の景況	-27	-12	↑
売上高	-24	-6	↑
在庫数量	-8	-8	→
販売価格	-3	1	→
取引条件	-12	-7	↗
収益状況	-23	-13	↑
資金繰り	-19	-9	↑
設備操業度	-7	0	↗
雇用人員	-8	-9	↓

製造業

【食料品(味噌醤油製造業)】

寒さが和らぎ人の動きが出てきたことで、**全体的な売上は回復傾向**にある。業務用を除けば、ほぼ前年並みの動きに戻ってきたようだ。しかし、出荷量の5割強を占める飲食店や加工食品向けの製品は、新型コロナウイルスの感染状況に左右されるため、まだまだ安心できる状況にはない。

【食料品(酒類製造業)】

(令和3年3月分データ) (単位k0.%)

区分	R2.3	R3.3	前年同月比	
製成数量	9,021.4	7,436.6	82.4%	
移出数量	県内課税	3,123.0	3,376.7	108.1%
	県外課税	4,998.4	5,216.3	104.4%
	県外未納	2,267.4	1,283.6	56.6%
在庫数量	224,202.6	206,380.3	92.1%	

新型コロナウイルス感染症、さつまいもの基腐病の影響等により、**製成数量・移出数量共に減少**している。

【食料品(漬物製造業)】

春休みで若干人の動きはあったものの、コロナ感染の少ない県内を中心とした地域限定のGoToトラベル再開は必要に感じる。会食も一律に中止・自粛ではなく、対策を講じている店舗で感染防止マナーを守ればむしろ推奨すべきである。

【食料品(蒲鉾製造業)】

引き続き新型コロナウイルス感染症の影響等で売上が芳しくないが、首都圏の緊急事態宣言が解除された3月下旬は多少売上があり、**前年対比5%の売上増加**となった。しかし、昨年の3月は、新型コロナウイルス感染症の影響が出てき始めた頃で今年以上に卒業式やイベントの中止が多く、景況も極端に悪かったためあまり比較にはならず、一昨年と比べると大幅に売上が減少している状況である。

【食料品(鯉節製造業)】

昨年同時期より原価(生値)が上昇してきている。操業度は少しずつ取り戻してきているが、まだまだ**業界の景況は良くない**。本節製造と荒節製造の事業所では、本節製造業の方が厳しい状況が続いている。雇用人員は技能実習生の特定技能1号で、他の食品製造業へ行く者も出てきているので、人員は幾分減少する事業所も出てくるのが予想される。

【食料品(菓子製造業)】

徐々に催事も開催されてきている。3月は、卒業やホワイトデー等の行事が多く、**異動に伴う土産菓子の動き**も見られた。

【食料品(茶製造業)】

共販実績は、**前年度売上対比で71.9%、前年同月売上対比で88.0%**であった。

【大島紬織物製造業】

新型コロナウイルス感染症が流通関係に影響し、



問屋への出荷がストップしている。

【本場大島紬織物製造業】

3月に予定していた東京の販売会が、コロナの為に中止となった。これにより、催事が全て中止となり、**我慢の1年となったが、何とか乗り切れた。**次年度はコロナが収束したら催事等を増やし、好転に向けて努力していきたい。

【木材・木製品】

令和2年度は、コロナに翻弄され続け、原木素材・製材製品共に、実績で**前年比大幅な減量・減額**となった。現状では、消費者の木材需要消費意欲は落ち込んだままで、先行きは見通せない。

【木材・木製品】

九州内の住宅着工戸数は、前年同月比15%減と厳しい状況にあり、鹿児島県内においても、急激な下落は見られないものの、減少傾向にある。プレカット工場の年末の稼働率は概ね100%に近かったが、**年明け以降減少傾向にあり、1割減**となっている。製品価格も極端な安値が一掃され、外材価格の上昇とともに安定傾向にある。なお、本年1月から、米国工場が日本向け米松製品の供給停止を行うことから、スギ材による代替需要に期待が寄せられており、杉KD小割材や間柱材の引合いが強い。

【生コン製造業】

3月度の**総出荷量は、107,745立米(前年比102.6%)**、うち官公需は48,621立米(同比100.8%)、民需は59,124立米(同比104.1%)で官公需、民需ともに増加となった。増加した地域は7地域(増加順に種子島186.4%、大隅140.1%、南

隅132.1%)で、残り9地域が減少(減少順に串木野37.4%、奄美南部54.6%、屋久島58.6%)となった。なお、鹿児島地域は、前年比で官公需125.1%、民需87.2%の合計98.9%となっている。

【コンクリート製品製造業】

3月度の**出荷量は5,410トンで、前年度同月比95.3%**となった。出荷実績は、川薩、熊毛、奄美地区において前年度同月比を上回る結果となったが、他地区においては下回る結果となった。特に鹿児島地区においては、前年度同月比78.4%となった。昨年4月から今年3月までの**令和2年度の出荷量は78,807トンで、前年度対比99.4%**となっており、新型コロナウイルス感染症の影響は特になかったと思われる。受注量については、昨年度下期から前年度を下回っている状態が続いており、今年度の出荷については不安な状況である。

【鉄鋼・金属(機械金属工業)】

鋼材価格が高騰しており、更なる仕事量の減少が懸念される。先行きが見えない状況が続く、目先は少ないかもしれないが、しばし我慢の時である。安易に安値に飛びつかないようにしたい。

【印刷業】

3月に**現地での定例理事会(リアル理事会)**を開催し、通常総会後の懇親パーティーの開催について協議が行われた。今年は、年始会を開催できず、事業もほとんど実施できなかったこともあり、組合の役員が表彰を受けた披露パーティーも兼ねて開催に向けて準備を進めることが決まった。新型コロナウイルスの感染拡大状況が収束傾向に向かうことを祈るばかりである。

非 製 造 業

【総合卸売業】

昨年の同時期は、新型コロナウイルスの感染拡大から業界環境が急速に悪化し、それと比較すれば**環境は好転**するも、本格的な回復には至っていない。

【水産物卸売業】

前年同月比で、**数量が104.5%、販売金額が90.0%、販売単価が86.5%**と、3カ月連続で厳しい状況となった。3月下旬に新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生したため、次月以降の影響が懸念される。

【燃料小売業(LPガス協会)】

4月積み中東産の液化石油ガスはプロパンが**560ドル(前月比△65ドル)**、石油化学原料のブタンは**530ドル(前月比△65ドル)**と前月に比べ下がった。原油市況は大幅に上昇し、LPガスはサウジの減産継続、パナマ運河渋滞による遅延等、上昇の要因も見られたが、産ガス国の供給余力は潤沢で、需要緩和感により軟化した。県内では、業務用需要が依然としてコロナの影響を受けている。



シマ
「奄美」が大好き
“おかげさまで65周年”
シマ
郷土のくらしを見つめる



奄美信用組合
理事長 手島 博久



奄美市名瀬幸町6番5号 TEL 0997-52-7111

<http://www.amamishinkumi.co.jp>



【中古自動車販売業】

年間で一番の需要時期に入った。昨年は新型コロナウイルス感染症の影響で人の往来が少なく、**前年同期と比べれば、来店客が若干増加した**かに見えるが、販売は厳しかった。一方、県外資本の大型店は売上を伸ばしているようである。今後、4月の需要時期に期待したい。

【青果小売業】

売上は**前年同月比96.1%、累計前年比104.3%**で推移した。ジャガイモは天候不良により不作、サツマイモ基腐病で焼酎の原料となるコガネセンガンの被害が拡大し、売上高に影響を及ぼしている。春物の入荷が始まってきたが、鹿児島産の筍は、裏年のため数量減となっている。量販店は、以前と比較すると動きが鈍くなり、新型コロナウイルス感染症等の影響で業界全体が低迷している。

【農業機械小売業】

高齢化と野菜価格下落のため**売上げが厳しい**。サービス等販売以外で収益を確保するよう努めている。

【石油販売業】

原油価格は、OPECプラス協調減産の動きと米国の大型景気対策表明で強基調に推移した。石油元売の卸価格も連動しているため、小売業界は価格転嫁の遅れが目立った。更に、新型コロナウイルス感染拡大と相まって、**収益回復も鈍化**している。

【鮮魚小売業】

3月になり、カツオは多くなったが、**時化で季節物の他の魚種が少ない**。特にサヨリを見る機会が減った。

【運動具小売業】

年度末で、**学校、役所などの売上げ**はあった。一般店頭売りは伸び悩んでいる。春になり新年度へ期待している。

【サービス業(旅館業/県内)】

今期は休館している施設が多く、地域全体としても**観光客の姿はほとんど見られなかった**。ゴールデンウィークに客足が戻るか、また、梅雨時期のオフシーズン、夏休みのオンシーズンが心配ではあるが、出来る限り対策をしていきたい。

【測量設計業】

地方公共団体が、業務負荷の平準化のため、「ゼロ県債」を活用して**発注を前倒し**している。我々の業界にとって非常に有難い方向へ変化しつつある。

【旅行業】

緊急事態宣言の全面解除や期限が3月末迄に延長されていた県内旅行助成事業の影響で、**宿泊客の動きが盛ん**になった。令和3年度も同様の宿泊券事業が開始されることとなり、販売の告知が出ると同時に県民からの問い合わせが殺到した。県民が「旅行」に対し、意欲を持っていることが旅行業者として非常に喜ばしい。一方、3月決算を迎える組合員には、廃業や事業縮小を余儀なくされる企業が数社あり、未だ予断を許さない状況が続いている。国や県には、直接的かつ迅速な助成金・補助金の創設をしていただきたい。

【建築設計監理業】

県や市町村において新年度予算が発表されたが、大規模な物件はさほど無く、令和3年度において

も**厳しい状況が予想**される。

【自動車分解整備・車体整備業】

年度末の3月は、**他の月と比べて圧倒的に車検台数が多く**、忙しい日が多かった。最近の車は、先進安全技術の普及等で交通事故も減少傾向にある。昨年に続き、4月からの自賠責保険料の値下げに繋がっているものと思われる。

【電気工事業】

民間工事では、年度末で竣工した現場がやや多かったが、**新年度に入ると若干減少傾向**にある。官庁工事においては、議事が終了しないと指名件数も確定しない状況である。太陽光発電設備も住宅用はほとんどなく、産業用の大型物件が散見されている。

【造園工事業】

3月の売上は、**例年並みに推移**した。公共機関発注の高木剪定・街路樹等維持管理業務委託・環境整備事業が年度末を迎え、契約満了となった。一方、新年度の契約維持管理業務の入札も始まっている。令和3年度は、売上面では特殊要因はなく、通年の流れで推移していくものと考えられる。新型コロナウイルス感染症は、直接的な影響は少ないものの、民間の業績が低迷すると、そのしわ寄せで民間の発注が減少する可能性があるため、今後の影響を危惧しているところである。

【管工事業】

年度内工期の工事が一段落したため、**落ち着きが見られた**。人材については、コロナ禍においても**業界への新規入職者はあまり見られず**、引き続き厳しい状況が続くものと思われる。

【建設業(鹿児島市)】

建設業においては、**将来の担い手確保・育成が急務**となっており、長期間労働の是正や処遇改善による働き方改革が必要になっている。そのようなことから、休みが取れる職場環境を整えるため、国、県、市町村の公共工事において、毎月第4土曜日を現場一斉閉所とする取り組みを行うことにしている。

【建設業(南さつま市)】

南薩地区(指宿市を除く)の公共工事(土木)は、**対前年度同月比で約150%**となり、対前年度同期比でも114%となった。しかし、3月で宮崎バイパスが完成し、次の新規大型事業が見当たらないため、国土強靱化に期待している。

【貨物自動車運送業】

県下165運送事業者の燃料購買動向は、**前月と比較して106.1%、前年同月と比較して106.7%**に増加した。

【運輸業(個人タクシー)】

3月、4月は人出を期待しているが、12時間労働、14時間労働の組合員に聞き取り調査をしたところ、**5~6割減の状態**は変わらない。燃料代も高騰が続いており、ワクチンを心待ちにしている状況である。なお、県の支援策並びに国の一時支援金等で、気持ち的な持ち直しは期待される。

【運輸・倉庫業】

コロナの影響で関東からの下り荷が減少した。また、コロナの影響なのか引越しも単身での移動が多くなっている。**燃料価格は上昇が続いており、収益に影響**がでている。

令和3年4月 鹿児島県内企業倒産概況

(負債額1,000万円以上・法的整理のみ)
 (株)帝国データバンク 鹿児島支店

件数8件 負債総額4億1,100万円

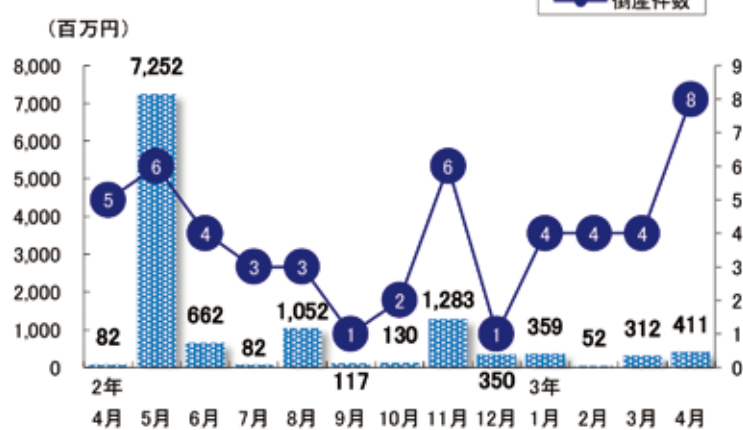
[件数] 前年同月比3件増 [負債総額] 前年同月比401.2%増

ポイント

～倒産件数、負債総額とも前月比、前年同月比で増加～

- ◆鹿児島県の4月の倒産件数は8件で、前月比4件増、前年同月比3件増となった。負債総額も前月、前年同月と比べ増加した。新型コロナウイルス関連倒産は、(有)MSと(有)Yで2件発生し、倒産集計上では累計7件となった。
- ◆業種別では6業種にわたり幅広く発生した。また、業歴別、地域別も偏りはなかった。
- ◆態様別では「特別清算」が1件発生した。

鹿児島県の倒産推移(令和2年4月～令和3年4月)



【今後の見通し】

鹿児島県の4月の倒産件数は前月比、前年同月比ともに増加し、直近1年では最多件数となった。負債総額も同じく前月比、前年同月比で増加しており、大型倒産はなかったが、件数が増えたことで負債総額が増加した形である。新型コロナウイルス関連倒産は(有)MSと(有)Yの2件となり、鹿児島県内では倒産累計7件となった。

帝国データバンクが毎月行っている「TDB景気動向調査」によると、鹿児島県の4月の景気DIは39.1で、前月より0.9ポイント改善し、3カ月連続での改善となった。ただし、その他を除く9業界中、4業界は悪化となっており、先行き見通しDIも3カ月後、6カ月後、1年後ともに悪化となっている。新型コロナウイルスの感染拡大が繰り返される中で、景気の先行きが見通せないとの企業の声が多く、景況感を引き続き不透明な状況が続くようである。

2021年4月30日に(株)九州経済研究所が発表した「県内景況」によると、前月は「全体として持ち直しの動きが見られる」としていたが、今月は

「全体として横ばいである」との判断を示した。生産活動では電子部品関連は好調だが、2月の焼酎生産、かつお節生産が前年を下回った。畜産関連は3月の子牛価格、肉用牛(和牛)枝肉価格、ブロイラー相場(もも肉、むね肉)、鶏卵相場ともに前年を上回った。消費関連は3月の乗用車新車販売台数、軽自動車は前年を上回ったが、2月の百貨店・スーパー販売は衣料品が低調で前年を下回った。観光関連では3月の主要ホテル・旅館宿泊客数が大きく落ち込んだ前年の反動により23カ月ぶりに前年を上回った。

4月の鹿児島県の倒産件数、負債総額は、ともに前年を上回り、特に件数は直近1年で最多、2019年4月以降でも2番目に多かった。過去に事業を停止していた企業が法的手続きを取ったことも増加した一因だが、コロナの影響が長期化する中で体力が削られ、資金的にも厳しい状況に置かれている企業も少なくなく、今後は倒産が増加していく可能性は否定できない。

令和3年4月 主な企業倒産状況(法的整理のみ)

企業名	業種	負債総額(百万円)	資本金(千円)	所在地	態様	備考
(有)MR	甘藷生産	98	3,000	大隅地区	破産	
(有)MS	内装工事	90	3,000	鹿児島市	破産	新型コロナウイルス関連倒産
(株)H	仏壇修理、製造	80	10,000	南薩地区	破産	2020年12月解散
S(株)	野菜卸	43	10,000	大隅地区	破産	(有)MR関係会社
(株)J	カフェ経営	30	1,500	大隅地区	破産	
K(株)	建設コンサルタント	30	10,000	鹿児島市	特別清算	2020年12月解散
(有)Y	菓子製造	30	3,000	大島郡地区	破産	新型コロナウイルス関連倒産
R(株)	内装工事	10	5,000	鹿児島市	破産	

※主因別では、「販売不振」8件。

第66回中央会通常総会

■日 時 令和3年6月7日(月)
14時00分～

■場 所 鹿児島市「城山ホテル鹿児島」

☆お問い合わせは総務企画課まで

※新型コロナウイルス感染防止の観点から、可能な限り規模を縮小して行います。会員の皆様におかれましては、書面議決での参加にご協力をお願いします。

令和3年6月

3日(木) 15:00～	第44回食品産業協議会通常総会・研修会 鹿児島市「鹿児島サンロイヤルホテル」
15日(火) 15:00～	第23回事務局協議会通常総会・研修会 鹿児島市「ホテルレクストン鹿児島」
23日(水) 14:00～	第14回外国人技能実習生受入組合連絡協議会通常総会・研修会 鹿児島市「ホテルレクストン鹿児島」

※ 新型コロナウイルスの感染状況等により、変更になる場合があります。

P10 組合運営のスペシャリストを目指そう!
～中小企業組合士試験問題にチャレンジ～の解答

イ.G(要しない) ロ.C(損金)
ハ.D(当期) ニ.H(不課税)

【お詫びと訂正】 中小企業かごしま令和3年4月号の掲載内容について

中小企業かごしま(令和3年4月号)の掲載内容に誤りがありました。

P14 業界情報 【自動車分解整備・車体整備業】

(誤)～4月から自賠責保険料の値上げが予定されているため、～

(正)～4月から自賠責保険料の値下げが予定されているため、～

読者の皆様、関係各位に大変なご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます、訂正させていただきます。

お問い合わせ

鹿児島県中小企業団体中央会

鹿児島市名山町9番1号 県産業会館5階
TEL:099-222-9258 FAX:099-225-2904



表紙・本文中で登場するぐりぶー&さくらとその子供達は鹿児島県のPRキャラクターです♪

©鹿児島県ぐりぶー・さくら#811



上段右リリカケス[© 常田 守]
その他[©K.P.V.B ©OCVB]

今月の表紙

奄美大島と徳之島

奄美大島と徳之島は、九州本土の南海上に位置し、亜熱帯の豊かな森や、美しい海等が訪れる人々を魅了してきました。

アマミノクロウサギに代表される希少種を含む多様な生物が生息・生育していることが評価され、沖縄島北部、西表島とともに、世界自然遺産登録を目指していたところ、本年5月10日にIUCN(国際自然保護連合)から世界自然遺産に登録することがふさわしいとの勧告がまとめられました。

7月に開催される第44回世界遺産委員会において審査が行われ、正式に世界自然遺産として登録される見込みです。



「できる」ことより、
「やりたい」ことが、
世の中を変える。



100年以上、焼酎に向き合いつづけてきた蔵元が、ウイスキーの新しい境地を切り拓く。鹿児島県の小正醸造はいま、自分たちの伝統と可能性を見つめ直し、世界へ挑もうとしています。私たち商工中金は、中小企業1社1社のそのつよい情熱に寄り添います。1つ1つの事業に、時間をかけて深く向き合い、確かな成果へ。「やりたい」から始まるすべてのビジネスは、きつとつよい。
中小企業のその挑戦を、支えつづける。

◎ 商工中金のソリューション・メニュー | 海外展開支援 | 新事業進出支援 | 成長分野進出支援 | 生産性向上支援 |

鹿児島支店 TEL:099-223-4101
〒892-0847 鹿児島市西千石町17番24号



お役立てください県共済



- ❖ 火災共済（地震危険補償特約）
- ❖ 休業対応応援共済
- ❖ 自動車事故費用共済（まごころ共済）
- ❖ 生命傷害共済
- ❖ 医療総合保障共済・傷害総合保障共済
- ❖ 自動車総合共済（MAP）



鹿児島県火災共済協同組合
理事長 小正 芳史

〒892-0821 鹿児島市名山町9番1号（県産業会館5階）
<http://www.synapse.ne.jp/kenkyosai>

TEL:099(225)4218
FAX:099(227)3595

NEW!

平成29年7月 制度スタート!

中央会のビジネス総合保険制度

(事業活動を取り巻く様々なリスクから
会員事業者をおまもりします!)

賠償責任リスク

管理ミスで資材置き場の材木が倒れ近くで遊んでいた子供がケガをした!



給排水管からの漏水により階下テナントを水浸しにさせた!



事業休業リスク

火災が発生し店舗を休業した!

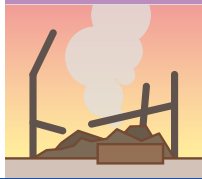


集中豪雨によってビルが水浸しとなり店舗も休業した!

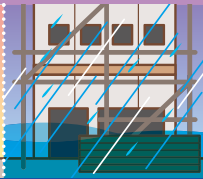


財物・工事のリスク

火災により店舗または設備が全焼した!



台風で建設中の建物が浸水した!



特長1 中央会のスケールメリットによる割安な保険料水準

特長2 会員事業者を取り巻くリスクに対する補償のモレ・ダブリを解消し、一本化してご加入

特長3 賠償責任(PL、リコール、情報漏えい、施設・事業遂行等)リスクを総合的に補償

特長4 事業休業補償により災害に遭った際の事業継続のための資金を確保



引受保険会社で補償内容およびラインナップが異なります。保険の内容の詳細は各引受保険会社が作成するパンフレット等をご確認ください。

【制度運営】

全国中小企業団体中央会

【お問い合わせ先】

鹿児島県中小企業団体中央会

〒892-0821 鹿児島県鹿児島市名山町9番1号5階

TEL: 099-222-9258 FAX: 099-225-2904

【引受保険会社(中小企業PL保険等既存制度の取扱件数順)】

東京海上日動火災保険株式会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

三井住友海上火災保険株式会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

●この広告は全国中小企業団体中央会が作成したものです。

●この広告はビジネス総合保険制度の概要を示したものです。保険の内容の詳細は引受保険会社が作成する約款、「パンフレット兼重要事項説明書」をご確認ください。

発行所/鹿児島県中小企業団体中央会

鹿児島県鹿児島市名山町9番1号 〒892-0821

電話: 099-222-9258 FAX: 099-225-2904

発行人/小正芳史 印刷所/株式会社イースト朝日

電話: 099-266-5522 FAX: 099-266-5523